

働き方改革の実現に向けた支援（助成金など）のご案内

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、以下の支援等を行います。

➤ 働き方改革推進支援助成金による支援

● 適用猶予業種等対応コース

適用猶予業種等※への上限規制の適用に対応するため、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的に、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた中小企業事業主の皆様を支援

※建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html

● 労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

● 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度（勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けること）の導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

● 労働時間適正管理推進コース

生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891_00001.html

● 団体推進コース

事業主団体などが、その傘下企業の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成する

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>

<お問合せ先 千葉労働局雇用環境・均等室 電話 043-306-1860>



➤ 「千葉働き方改革推進支援センター」における窓口相談、個別訪問支援、セミナー等、きめ細かな支援（千葉労働局委託事業（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業））

「千葉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、改正された育児・介護休業法（男性の育児休業取得促進）、仕事と育児や介護の両立支援、治療と仕事との両立（不妊治療、がん、脳疾患等）、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、副業・兼業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法をお選びいただけます！

- ① 訪問コンサルティング
- ② オンラインコンサルティング
- ③ 電話・メール・来所

千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7F

MAIL hk12@mb.langate.co.jp FAX 043-301-5835

URL <https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。

働き方改革 千葉

検索



【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用環境・均等室

電話：043-306-1860 FAX：043-224-7675